



令和 7 年度
安来市下水道使用料等審議会資料
(第 1 回)

日時：令和7年10月1日（水）14：00～

場所：安来市役所 安来庁舎3階 防災対策室

1. 下水道事業の概要 P2～P3
2. 下水道事業の現状 P4～P8
3. 下水道使用料の基本原則 P9
4. 安来市の下水道使用料 P10
5. 下水道使用料の県内他市比較 P11～P12
6. 下水道使用料の対象経費 P13
7. 経営計画 P14～P18
8. 使用料改定の検討 P19
- 【参考資料】 P20

I. 下水道事業の概要

I) 事業の種類

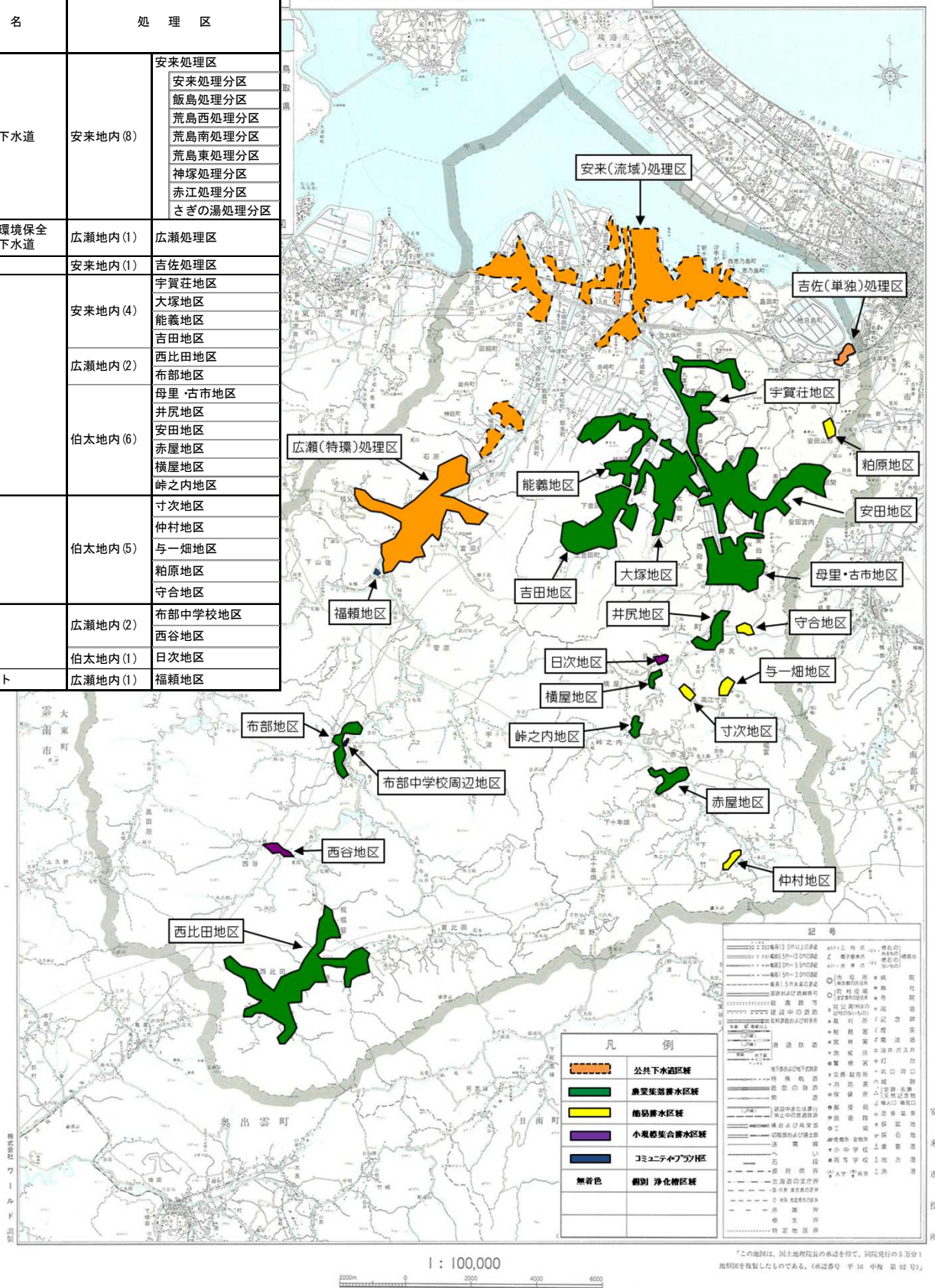
集合処理（家庭や事業所などから排出される汚水を下水管で集め、終末処理場でまとめて処理するもの）	
公共下水道＜流域関連・単独＞ （国土交通省所管）	主として市街地における下水を処理するもので、安来処理区が島根県宍道湖流域下水道東部浄化センターに、吉佐処理区が米子市内浜処理場に接続し、最終処理をしています。
特定環境保全公共下水道＜流域関連＞ （国土交通省所管）	市街化区域以外における下水を処理するもので、本市では広瀬処理区が該当し、島根県宍道湖流域下水道東部浄化センターに接続し、最終処理をしています。
農業集落排水 （農林水産省所管）	主として農業振興地域内の農業集落における20戸以上の下水を処理するもので、処理場を有します。
簡易排水 （農林水産省所管）	山村振興地域内の集落における20戸未満の下水を処理するもので、処理場を有します。
小規模集合排水 （総務省所管）	小規模集落における20戸未満の下水を処理するもので、処理場を有します。
コミュニティ・プラント （環境省所管）	開発による住宅団地等において、各戸から排出される汚水を処理するもので、処理場を有します。
個別処理（家庭や事業所ごとに浄化槽を設置して、汚水を個別に処理するもの）	
個別排水 （総務省所管）	集合処理施設整備の周辺で、市が浄化槽を設置し管理するもので、年間20戸未満を整備するものです。（平成16年度まで）
浄化槽市町村整備推進 （環境省所管）	個別処理区域において、市が浄化槽を設置し管理するもので、年間20戸以上を整備するものです。
個人設置の浄化槽	個別処理区域内、または集合処理施設区域内で当面整備がされない地域において、個人が市から補助金をもらって浄化槽を設置して管理するものです。 また、この他に全て自力で設置し管理する浄化槽もあります。

1. 下水道事業の概要

2) 本市の取組状況

事業名		処理区	
流域関連公共下水道	公共下水道	安来地内(8)	安来处理区 安来处理分区 飯島処理分区 荒島西処理分区 荒島南処理分区 荒島東処理分区 神塚処理分区 赤江処理分区 さぎの湯処理分区
	特定環境保全公共下水道	広瀬地内(1)	広瀬処理区
単独公共下水道		安来地内(1)	吉佐処理区
農業集落排水	安来地内(4)	字賀荘地区	字賀荘地区
			大塚地区
			能義地区
			吉田地区
	広瀬地内(2)	西比田地区	西比田地区
			布部地区
	伯太地内(6)	母里・古市地区	母里・古市地区
			井尻地区
			安田地区
			赤屋地区
簡易排水	伯太地内(5)	寸次地区	寸次地区
			仲村地区
			与一畑地区
			粕原地区
			守合地区
小規模集合排水	広瀬地内(2)	布部中学校地区	布部中学校地区
			西谷地区
	伯太地内(1)	日次地区	日次地区
コミュニティ・プラント		広瀬地内(1)	福頼地区

安来市下水道処理区域図



※着色した集合処理区域以外が個別処理浄化槽区域となります。

2. 下水道事業の現状

1) 市内下水道普及状況（令和7年3月31日現在）

区分	整備手法	行政人口 (人) A	供用人口 (人) B	普及率 (%) B / A	水洗化人口 (人) C	水洗化率 (%) C / B
安来市全域		34,877	31,832	91.3	29,350	92.2
集合処理	公共下水道	17,016	16,798	98.7	14,763	87.9
	特定環境保全公共下水道	3,069	3,069	100.0	2,765	90.1
	農業集落排水	6,359	6,359	100.0	5,840	91.8
	簡易排水	137	137	100.0	136	99.3
	小規模集合排水	64	64	100.0	56	87.5
	コミュニティ・プラント	74	74	100.0	74	100.0
個別処理	個別排水	226	226	100.0	220	97.3
	市設置浄化槽	2,927	2,927	100.0	2,927	100.0
	個人設置浄化槽	5,005	2,178	43.5	2,569	118.0

（供用人口） 汚水処理が可能な区域における人口

（普及率） 汚水処理の整備状況を表す指標

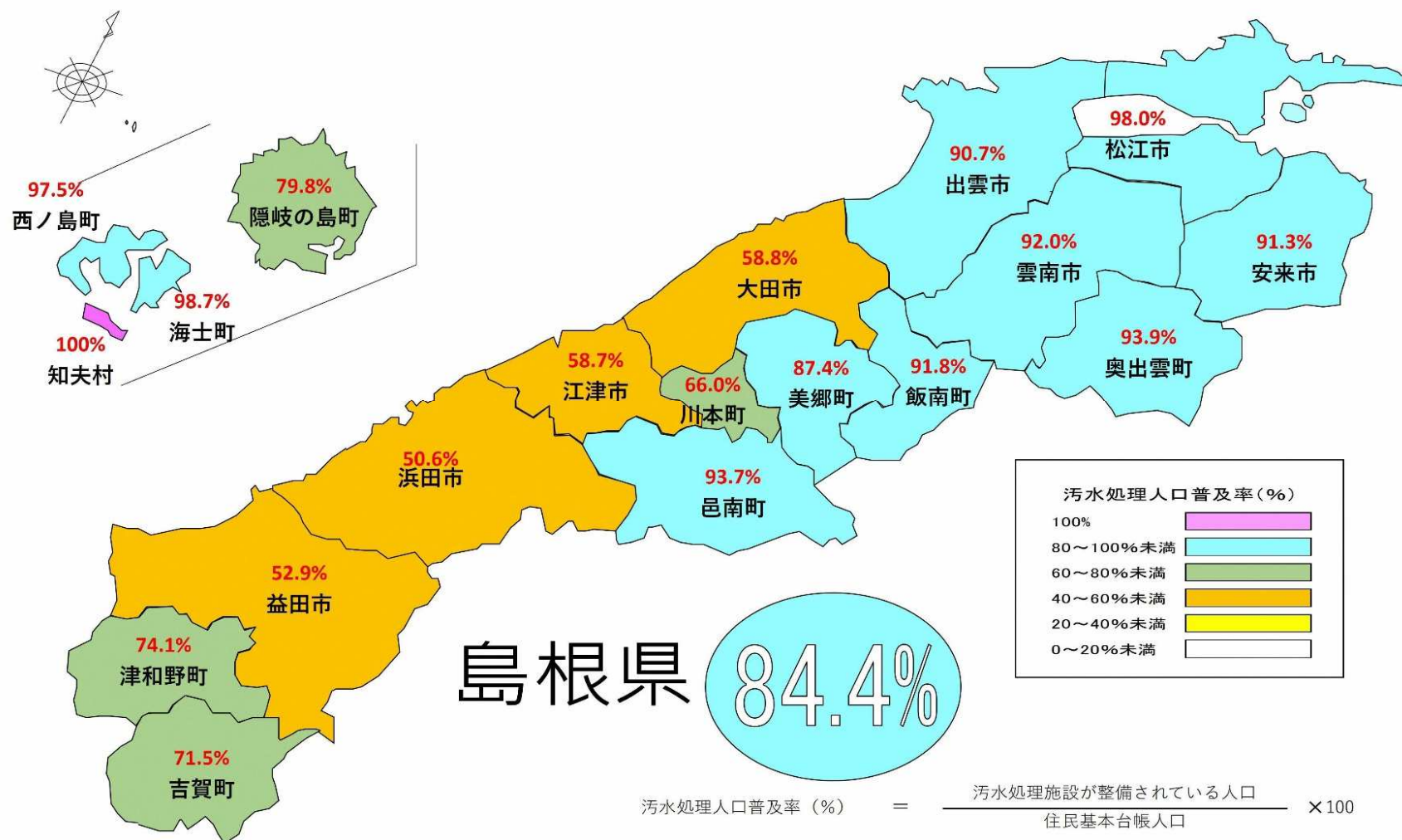
（水洗化人口・水洗化率）

供用人口のうち、実際に水洗トイレ等を設置し、汚水を処理している人口及びその割合

2. 下水道事業の現状

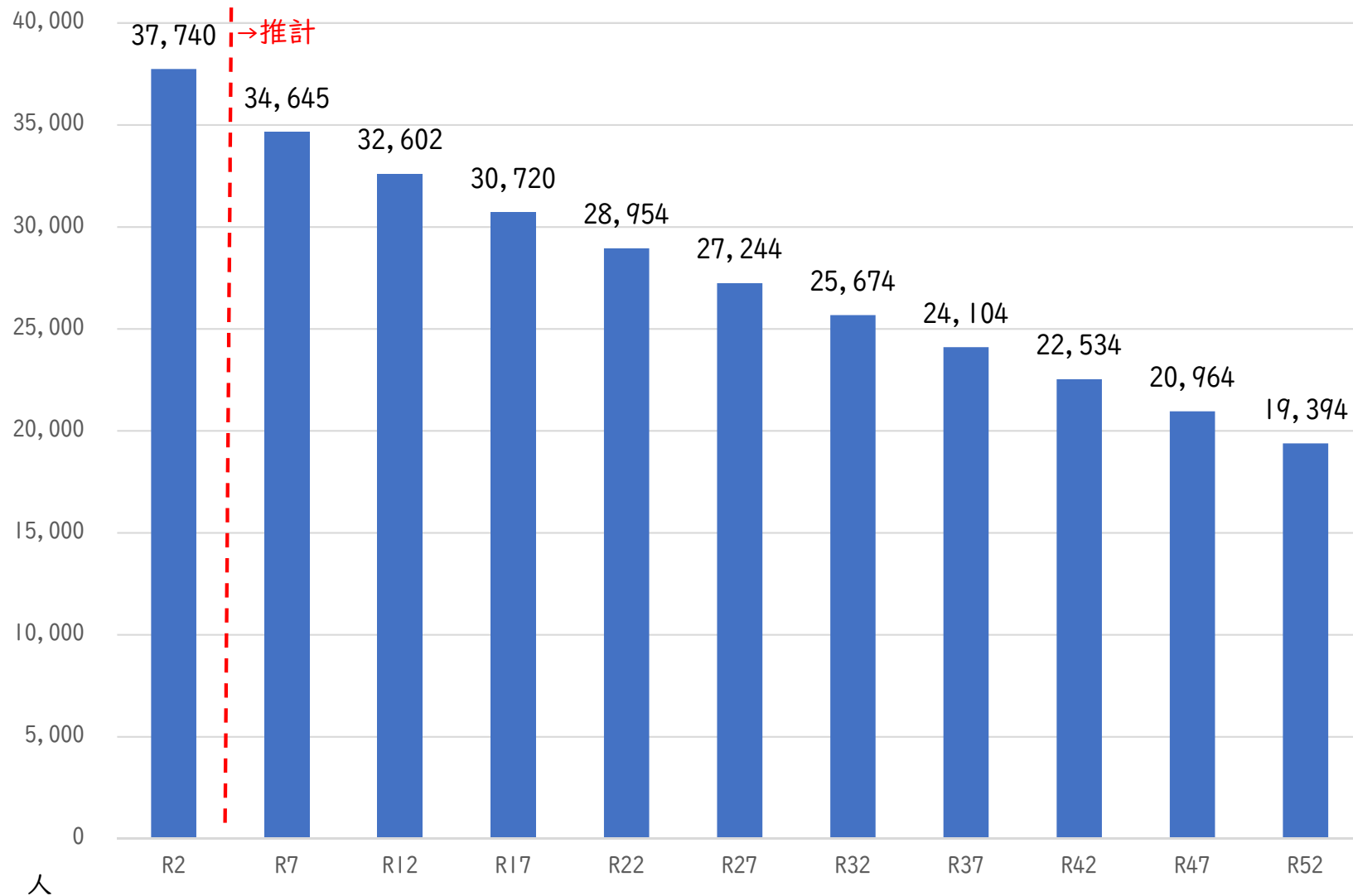
2) 県内污水处理人口普及率

令和6年度末 污水处理人口普及率（市町村別）



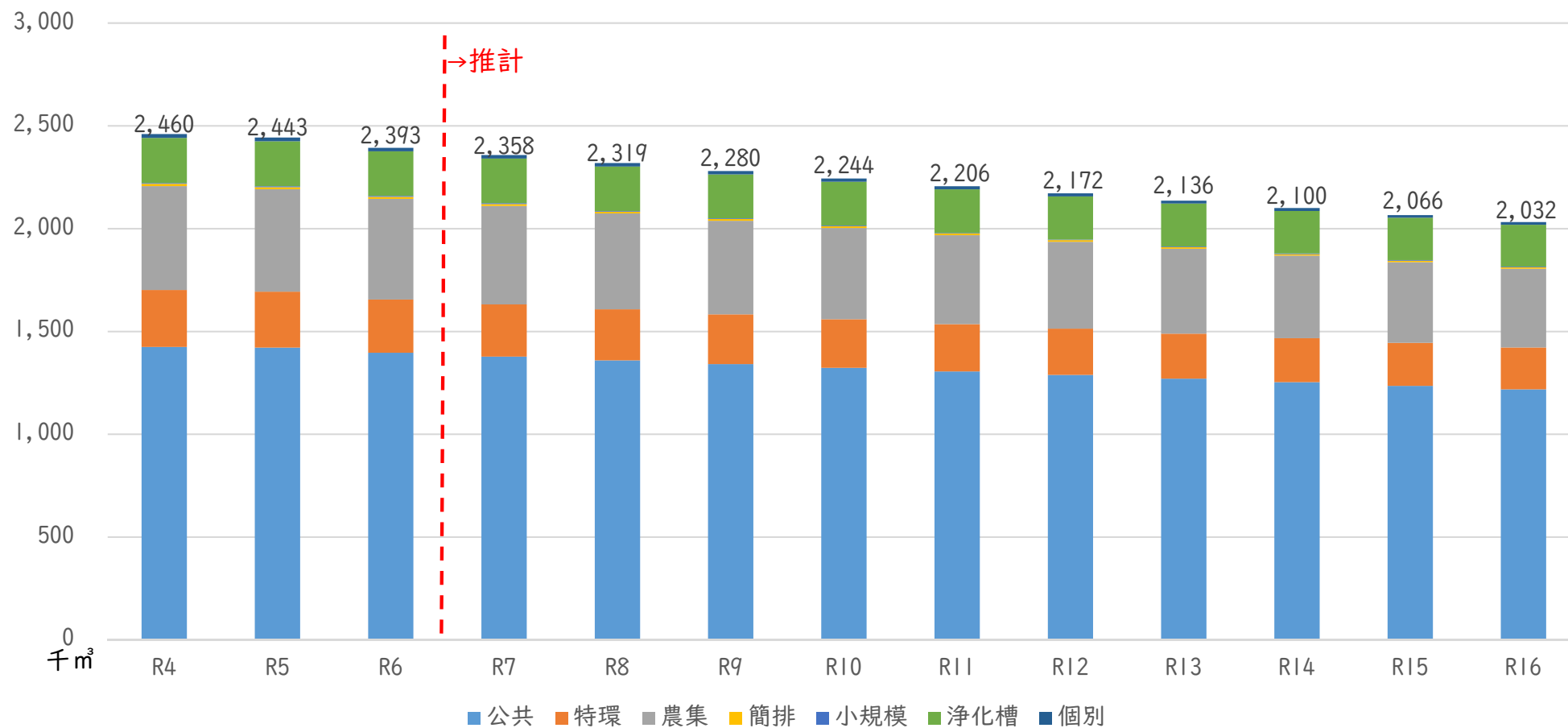
2. 下水道事業の現状

3) 人口推計（令和7年3月安来市人口ビジョンより）



2. 下水道事業の現状

4) 年間有収水量の推移

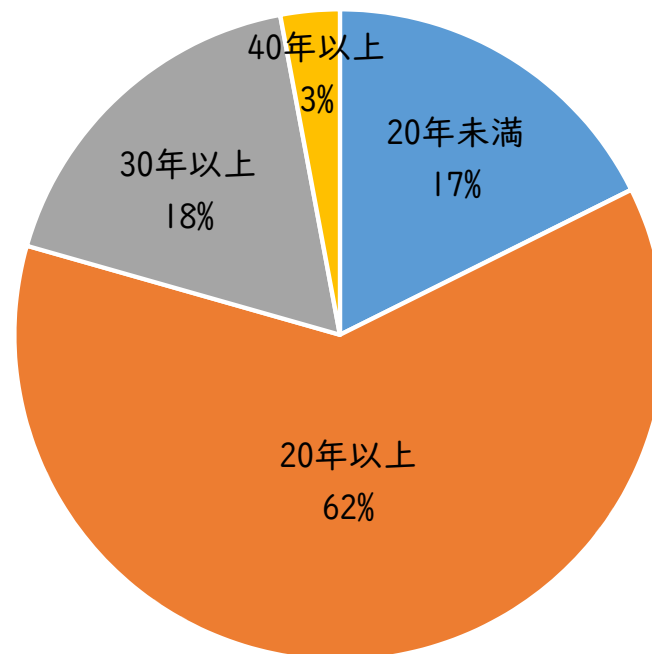


2. 下水道事業の現状

5) 老朽化施設の更新等

下水道事業（設備の更新時期）

事業	処理区名	供用年度	経過年度
公共下水道	安来処理区	S59	41
	吉佐処理区	H23	14
特定環境保全公共下水道	広瀬処理区	H13	24
農業集落排水	宇賀荘処理区	H13	24
	大塚処理区	H13	24
	能義処理区	H14	23
	吉田処理区	H16	21
	布部処理区	H24	13
	西比田処理区	H14	23
	母里・古市処理区	H5	32
	井尻処理区	H7	30
	安田処理区	H14	23
	赤屋処理区	H11	26
	横屋処理区	H17	20
	峠之内処理区	H17	20
簡易排水	寸次処理区	H4	33
	仲村処理区	H5	32
	与一畑処理区	H6	31
	粕原処理区	H8	29
	守合処理区	H9	28
小規模集合排水	布部中処理区	H16	21
	西谷処理区	H17	20
	日次処理区	H17	20



＜設備の更新時期＞

供用開始から20年以上経過している処理施設が約83%を占めています。計画的に施設の長寿命化を実施する必要があります。

3. 下水道使用料の基本原則

地方財政法

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、**当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない**。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもって充てることができる。

地方公営企業法

(経費の負担の原則)

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって 充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない**。

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない**。

4. 安来市の下水道使用料

下水道法

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 略
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

安来市下水道使用料条例

(使用料の額)

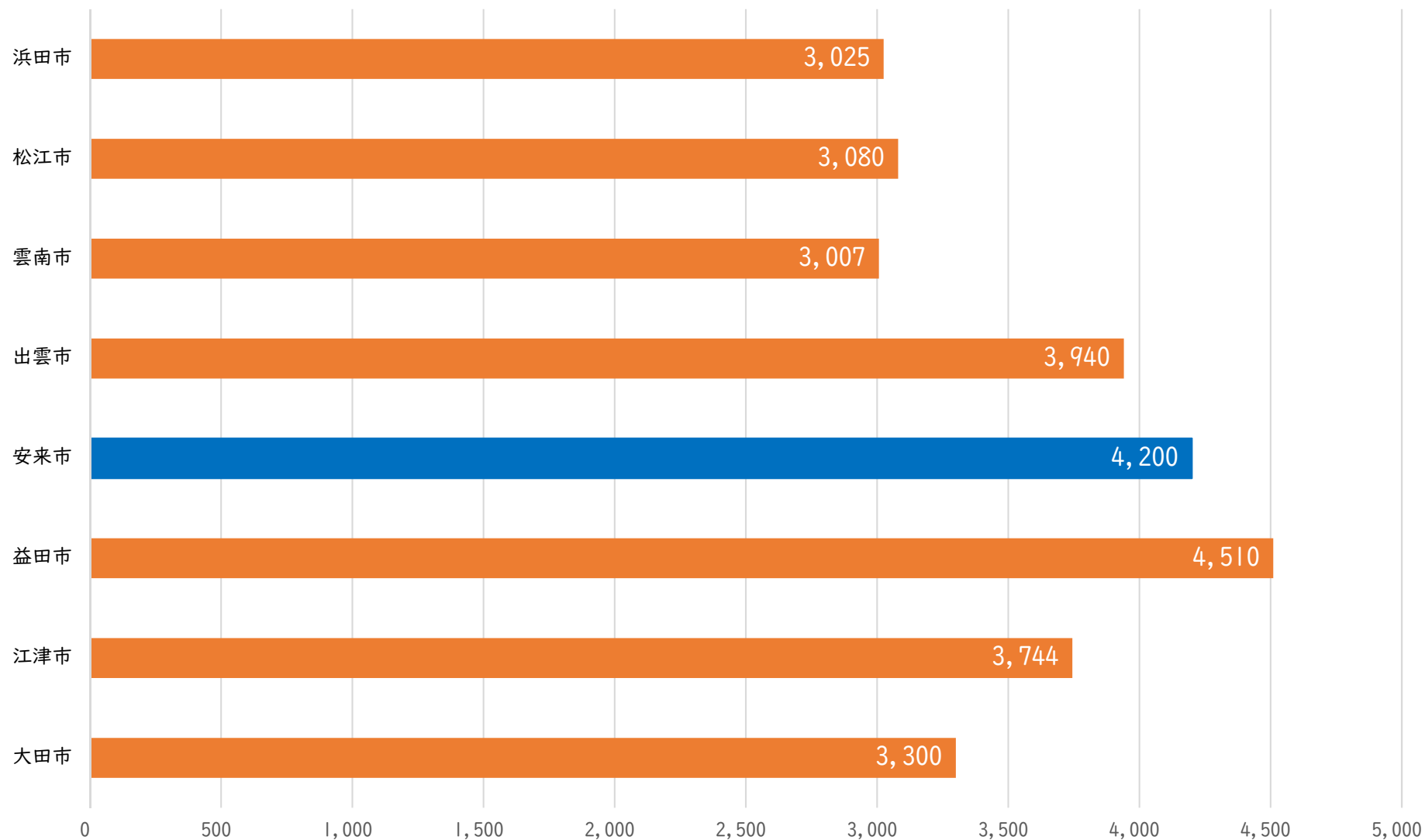
第5条 使用料の額は、2箇月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、この場合における汚水の量は、各月均等に排除したものとみなす。

水量区分		使用料	下水道使用料の計算例 20m ³ /月使用の場合	
基本料金	～8m ³	1,366円	●基本料金 (0～8m ³ まで)	1,366円
超過料金 1 m ³ につき	8m ³ ～15m ³	199円/m ³	●汚水の量	
	15m ³ ～20m ³	212円/m ³	8～15m ³ まで 199円 × 7m ³ =	1,393円
	20m ³ ～40m ³	241円/m ³	15～20m ³ まで 212円 × 5m ³ =	1,060円
	40m ³ ～100m ³	299円/m ³	小 計	3,819円
	100m ³ ～500m ³	384円/m ³	消費税及び地方消費税 (10%)	381円
	500m ³ ～	426円/m ³		
公衆浴場排水	1 m ³ につき	48円/m ³	合 計	4,200円

5. 下水道使用料の県内他市比較

令和7年4月1日時点

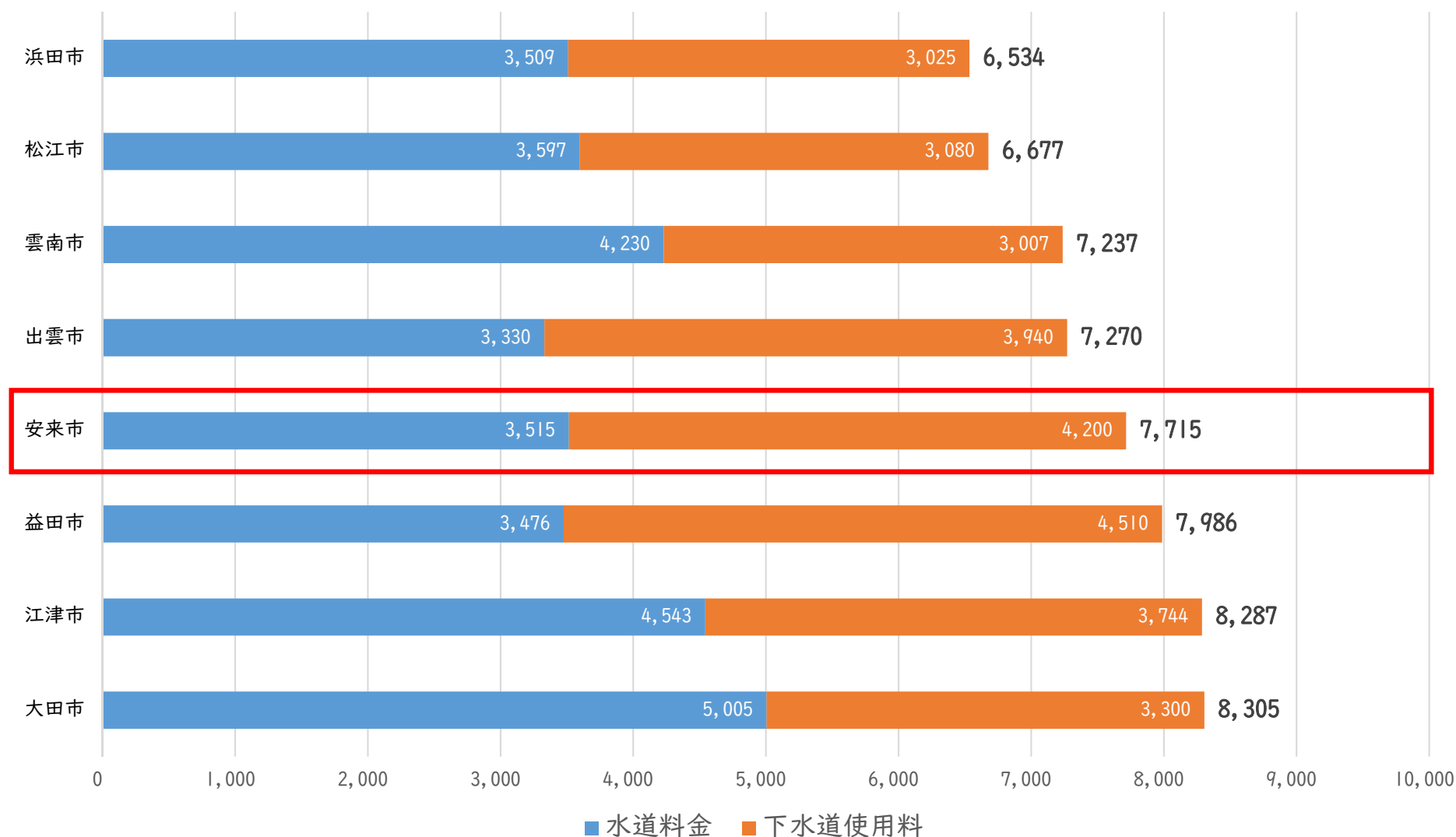
単位：円



5. 上下水道料金の県内他市比較

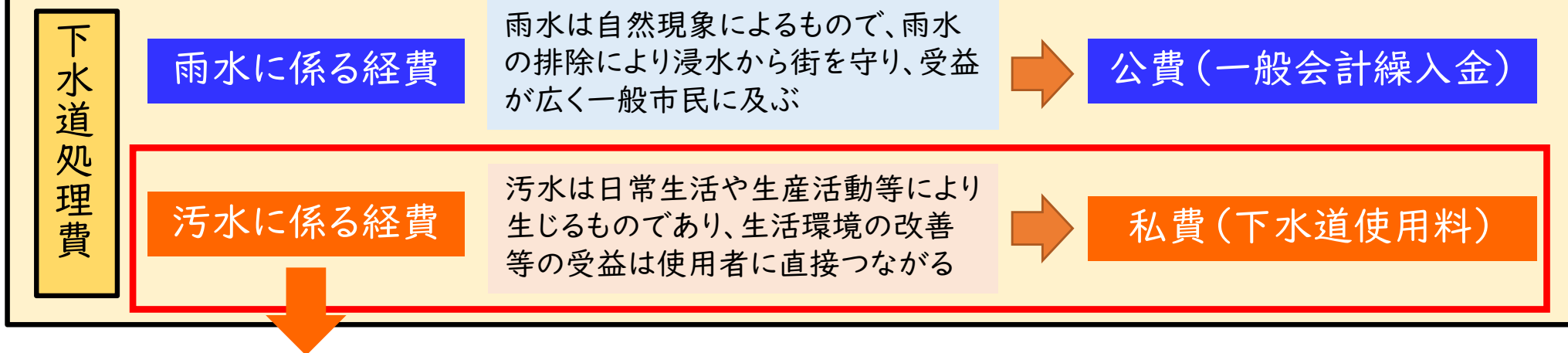
令和7年4月1日時点

単位：円



6. 下水道使用料の対象経費

◆下水道事業における費用負担の基本的考え方（雨水公費・污水私費の原則）



◆下水道使用料の対象経費は、污水に係る経費の「維持管理費と資本費」（収益的支出）

下水道事業を行うための経費

◆下水道サービスを提供するために必要な費用（維持管理費）

◆企業債の利息や下水道施設を整備するために必要な費用（資本費）

維持管理費		資本費		公費負担分 (基準内繰入金)		下水道使用料
人件費 動力費 委託料など	+	減価償却費 支払利息 資産維持費など	-		=	

7. 経営計画（基本方針）

経営の基本方針



取組方針1：下水道事業の安定経営

(1) 下水道接続率の向上

R6) 90.7% → R12) 91.2%

(2) 下水道使用料収納率の向上

R6) 83.5% → R12) 84.0%

(3) 使用料等審議会の定期開催

(4) 企業債残高の低減

R6) 142億円 → R12) 126億円

(5) 他会計繰入金の抑制

取組方針2：下水道施設の長寿命化の推進

(1) スtockマネジメント計画、
雨水管理総合計画による投資の適正化

取組方針3：汚水処理施設の集約・効率化の推進

(1) 処理施設の統廃合

・農集の流域下水への接続検討

(2) 維持管理費の削減

・電気契約の見直し

・浄化槽の市設置型から個人設置型へ移行 など

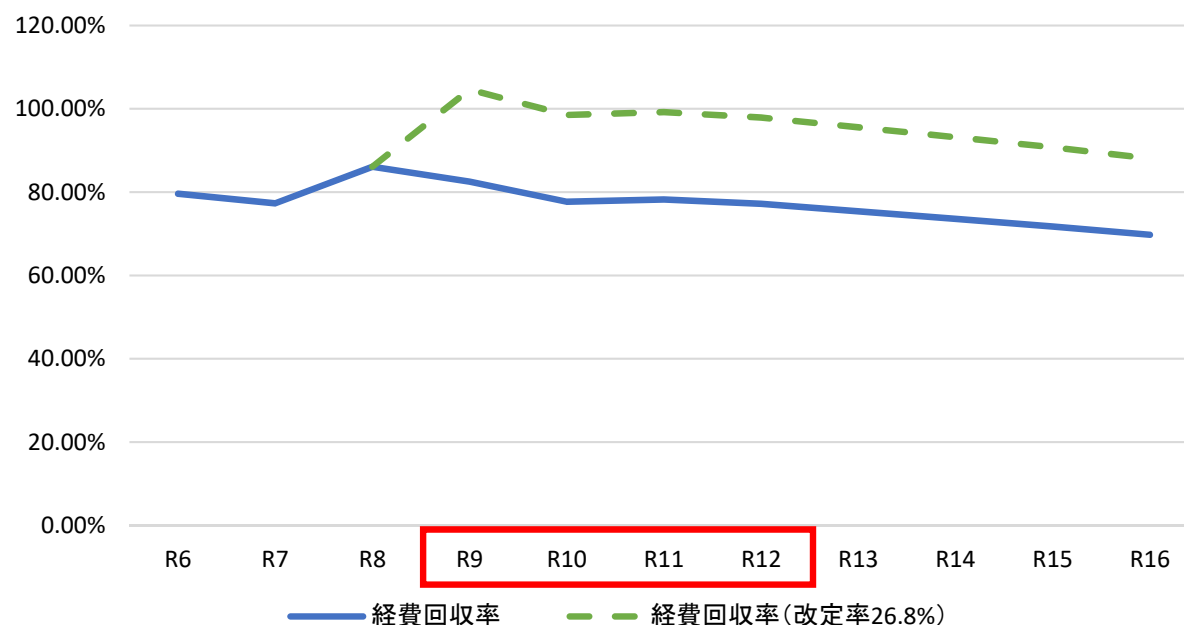
7. 経営計画（財政計画）

支出	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R9-R12平均
維持管理費	438,278	463,895	478,297	534,347	596,060	588,236	592,228	603,223	614,816	627,000	639,753	577,718
管渠費	60,386	91,026	96,819	108,110	109,387	110,715	110,809	111,187	111,802	112,620	113,608	109,755
処理場費	245,435	258,043	234,028	249,537	273,420	260,642	260,840	267,669	274,771	282,159	289,841	261,110
総係費	19,172	21,370	21,216	22,006	22,869	23,894	24,993	26,175	27,447	28,823	30,308	23,441
流域下水道負担金	98,774	102,181	124,960	153,502	189,275	191,958	194,643	197,331	200,018	202,702	205,382	182,345
その他	23,149	333	10,425	10,425	10,425	10,425	10,425	10,425	10,425	10,425	10,425	10,425
公費負担分	△ 8,638	△ 9,058	△ 9,151	△ 9,233	△ 9,316	△ 9,398	△ 9,482	△ 9,564	△ 9,647	△ 9,729	△ 9,811	△ 9,357
資本費	251,064	205,984	134,039	91,576	54,943	45,066	36,211	27,087	17,727	8,149	0	56,949
減価償却費-長期前受金	621,020	630,842	642,420	645,884	644,598	643,907	640,979	637,348	632,170	632,135	629,484	643,842
支払利息	91,977	101,685	113,591	112,065	109,746	109,019	109,856	112,176	113,478	115,250	117,074	110,172
資産維持費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公費負担分	△ 461,933	△ 526,543	△ 621,972	△ 666,373	△ 699,401	△ 707,860	△ 714,624	△ 722,437	△ 727,921	△ 739,236	△ 746,558	△ 697,065
計①	689,342	669,879	612,336	625,923	651,003	633,302	628,439	630,310	632,543	635,149	639,753	634,667
単位：千円												
収入	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R9-R12平均
下水道使用料 ③	548,876	518,015	527,250	516,460	505,865	495,468	485,261	475,244	465,413	455,767	446,302	500,764
雑収益等	4,205	10,064	6,264	10,273	20,273	9,773	6,273	6,273	6,273	6,273	6,273	11,648
計②	553,081	528,079	533,514	526,733	526,138	505,241	491,534	481,517	471,686	462,040	452,575	512,412
収支（②-①）	△ 136,261	△ 141,800	△ 78,822	△ 99,190	△ 124,865	△ 128,061	△ 136,905	△ 148,793	△ 160,857	△ 173,109	△ 187,178	△ 122,255

算定期間の令和9年度から12年度までの4年間の財政計画において、支出は、平均で維持管理費が約5.8億円、資本費が約0.6億円の計約6.4億円に対し、収入は、使用料収入が5億円、雑収益等0.1億円の計約5.1億円で、**年平均で約1.3億円不足しています。**

7. 経営計画（経費回収率）

経費回収率の推移



算定期間内の令和9年度から12年度において、使用料の算定の指標である経費回収率は、平均78.9%となっており、不足分を下水道使用料で全て賄おうとすると、26.8%（約1,200円/月）の改定が必要となります。

※経費回収率とは

污水处理に要した総費用（污水处理費）のうち、下水道使用料によって賄えている割合を示す経営指標です。

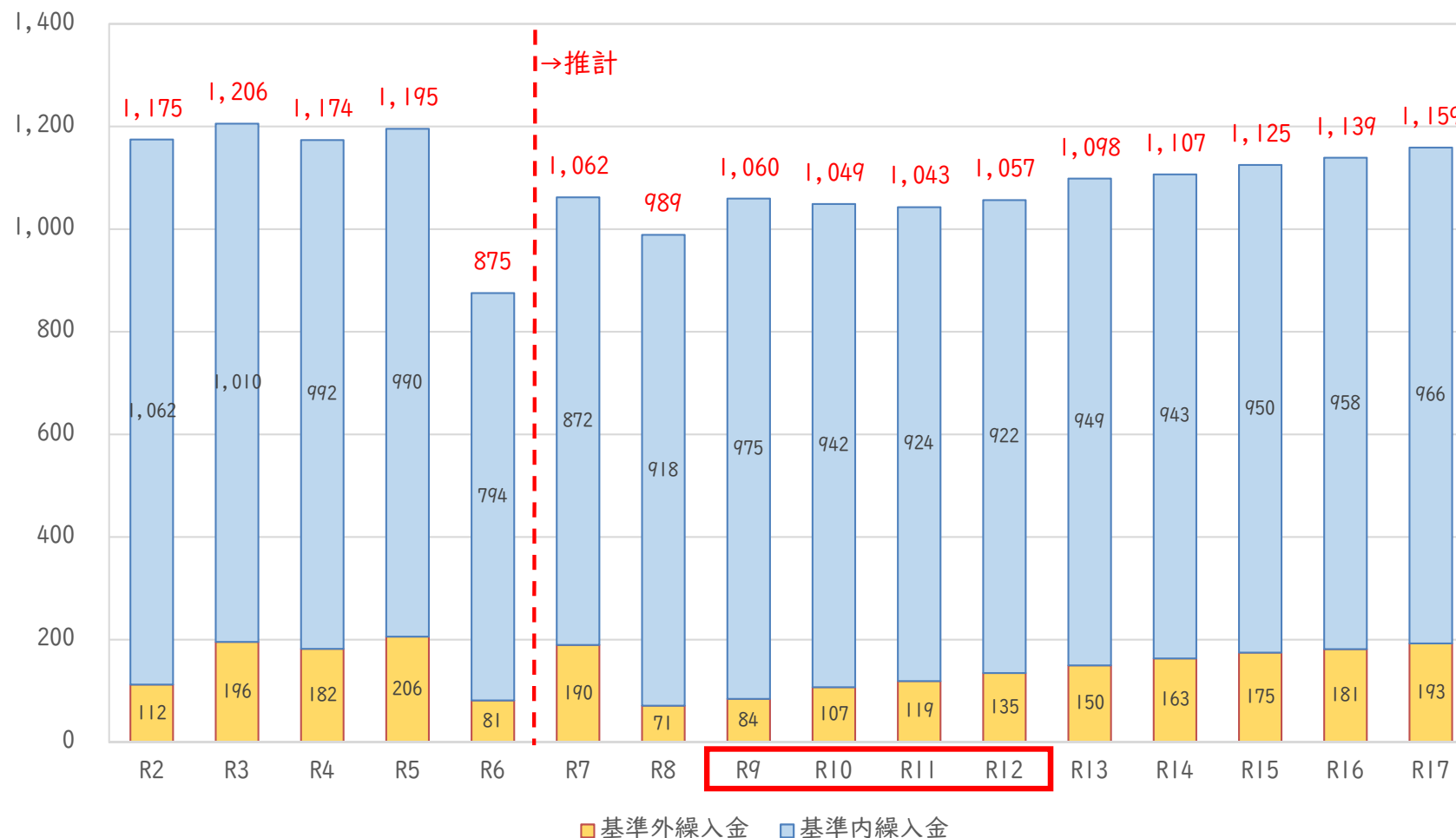
計算式は「使用料収入 ÷ 污水处理費 × 100 (%)」

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R9-R12平均
污水处理水量 (m³)	2,321,891	2,271,516	2,236,454	2,201,327	2,166,140	2,130,895	2,095,597	2,060,249	2,024,855	1,989,418	1,953,941	2,148,490
污水处理原価 (円)	296.89	294.90	273.80	284.34	300.54	297.20	299.89	305.94	312.39	319.26	327.42	295.49
有収水量 (m³)	2,392,779	2,356,905	2,318,896	2,281,361	2,244,298	2,207,708	2,171,587	2,135,934	2,100,746	2,066,023	2,031,761	2,226,238
使用料単価(円)	229.39	219.79	227.37	226.38	225.40	224.43	223.46	222.50	221.55	220.60	219.66	224.92
経費回収率	79.62%	77.33%	86.10%	82.51%	77.71%	78.24%	77.22%	75.40%	73.58%	71.76%	69.76%	78.90%

7. 経営計画（一般会計繰入金）

一般会計繰入金の推移

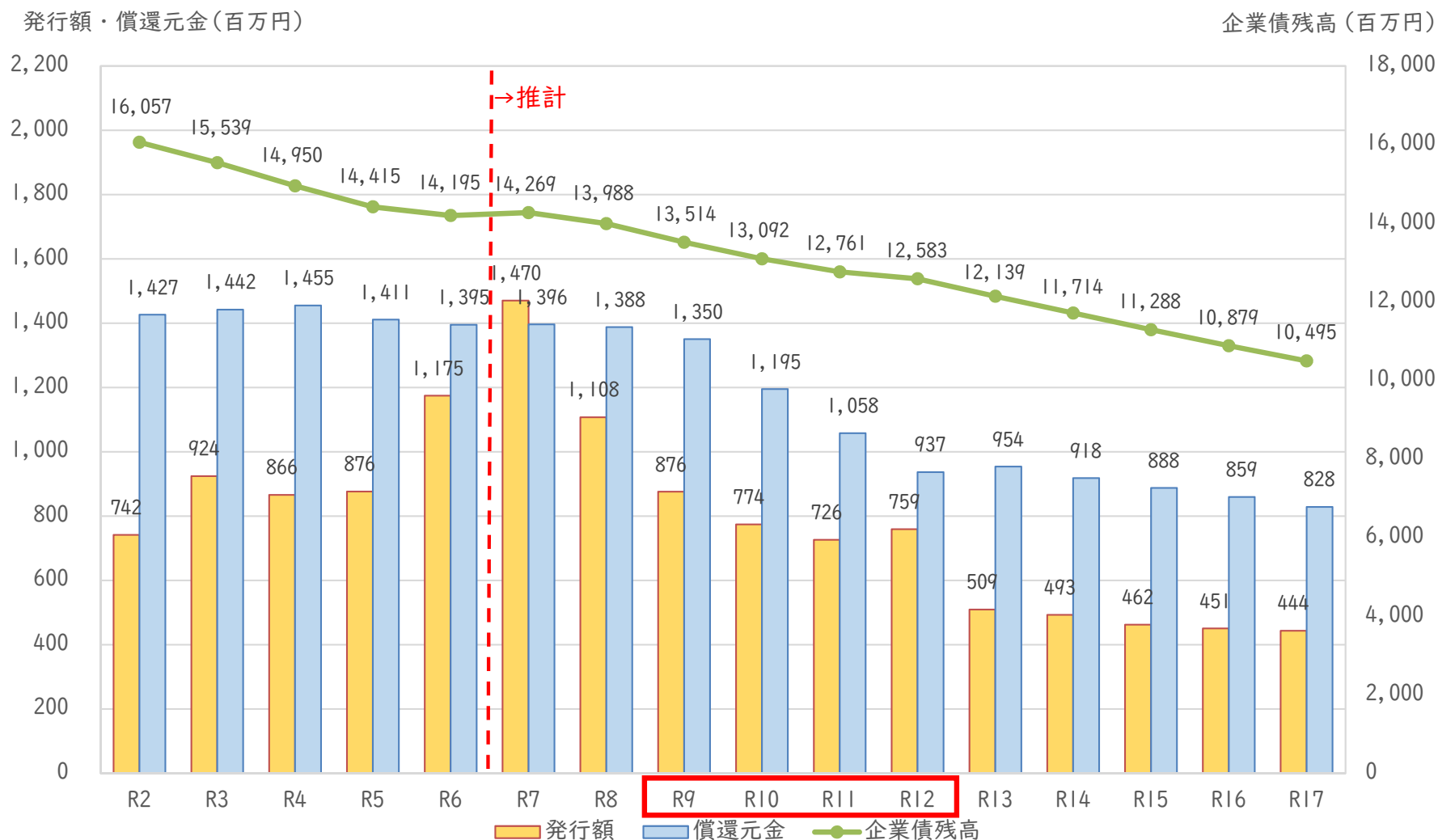
（百万円）



一般会計繰入金は、算定期間内は10億円程度で推移する見込みです。

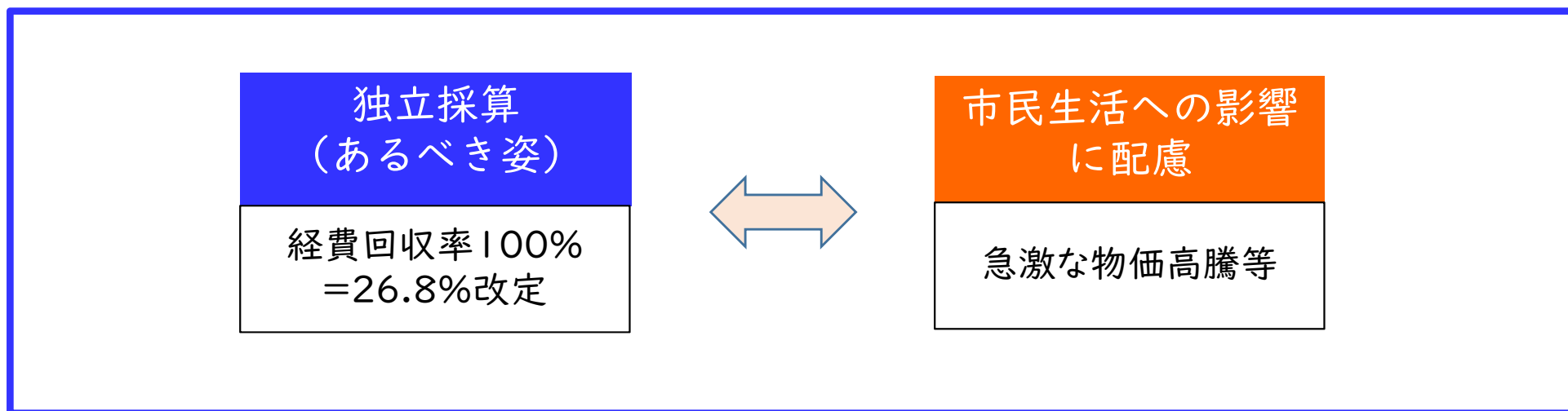
7. 経営計画（企業債）

企業債残高・発行額・償還元金の推計



企業債残高は、算定期間内は減少傾向で推移する見込みです。

8. 下水道使用料改定の検討



計画期間の経費回収率は、78.9%であり、令和6年度決算時の経費回収率79.6%と比較すると、計画期間内は、ほぼ横ばいで推移する見込みです。

また、一般会計繰入金は、毎年度10億円程度で推移し、企業債残高は減少傾向で推移する見込みです。

経営的に望ましい状態である経費回収率100%とするため、不足分を全て下水道使用料で賄った場合、26.8%（約1,200円/月）の改定が必要となります。

下水道使用料の改定にあたっては、現状で、県内市の中でも2番目に高い水準であり、また、近年の急激な物価高騰等による市民生活への影響にも配慮し、慎重に検討を行う必要があります。

【参考資料】用語説明

- 流域関連（下水道）・・・2つ以上の市町村の区域における下水を排除し、かつ終末処理場を有する「流域下水道」に接続する下水道
- 単独（下水道）・・・・・・終末処理場を有する下水道
- 行政人口・・・・・・行政区域内の人口
- 下水道処理人口・・・・・・下水道を利用できる人口
- 水洗化人口・・・・・・下水道を利用できる人口のうち、実際に下水道を使用している人口
- 普及率・・・・・・人口に対して下水道を利用できる人口が占める割合
- 水洗化率・・・・・・下水道を利用できる人口に対して実際に下水道を使用している人口が占める割合
- 有収水量・・・・・・下水道使用料徴収の対象となる水量
- 一般会計繰入金・・・・・・市の一般会計から下水道事業特別会計に繰出される負担金など
- 基準内（繰入金）・・・・・・一般会計繰入金のうち、総務省が定めた基準に示された項目及び計算に基づく繰入金
- 基準外（繰入金）・・・・・・一般会計繰入金のうち、総務省が定めた基準に基づかず、市が独自に行う繰入金
- 地方債・・・・・・市が一会計年度を超えて行う借入れ